

環境の保全に関する配慮の指針について

～環境配慮・環境対応が内在化された都市づくりの推進～

■都市の存立の確保と将来世代への持続可能性の継承

- 我々が経済・社会活動を行い、生活する都市の存立の前提となる「地球環境という器」は、我々自身が積み重ねてきた都市活動により、地球規模での気候危機の深刻化など、その存続が危ぶまれる程もろいものになりつつある。
- 今後も、質の高い都市環境のもと、社会・経済が持続可能に発展していくとともに、この器を良好な状態で将来の世代に引き継いでいく責務を全うするためには、今、環境を守る取組に向けあらゆる主体が立ち上がらなければならない。
- 「都市を構成する各主体が何をなすべきか。」は、様々な分野・施策の中で、規制やしきみとして示されているが、何より重要なのは、環境配慮の取組を、特別な行動ではなく、社会や経済を動かすルールとして、都市を形成するあらゆる場面、あらゆる主体の行動の基本的枠組みとして「当然・必然」的に織り込んでいくことである。

■社会や経済を動かすルールへの環境配慮の内在化

- 社会や経済を動かす主体である「行政」・「市民」・「企業」がそれぞれ社会や経済を持続可能なものとしていくための責任を認識した上で、この責任を果たすため、各主体が社会や経済を動かす共同のルールづくりを行い、そのルールを遵守するとともに、自己を規律するより高い水準の目標を設定し、その目標を達成していく必要がある。
- 環境基本計画では、このための基本的な事項を「環境の保全に関する配慮の指針」として示す。

配慮の指針の性格

都や民間事業者、都民等のすべての主体が、事業活動や日常生活を含め、東京における様々な社会経済活動のあらゆる局面において、環境面から配慮すべき共通的・基本的事項

東京の都市活動の主人公である各主体が、それぞれの立場において、自主的・自立的に守り実践していくべき社会ルールとしての性格を持つ。

<参考>【東京都環境基本条例】

- 第9条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 環境の保全に関する目標
 - 二 環境の保全に関する施策の方向
 - 三 環境の保全に関する配慮の指針
- （以下略）

【都市づくり、都市活動におけるあらゆる場面での環境配慮・環境対応】

1 「ハード」としての都市づくりの場面

東京が環境負荷の低い、持続可能な都市となるには、まず、環境配慮が内在化された都市像を共有化していくことが重要である。

その上で、都市開発や都市基盤整備など、あらゆる都市づくりの場面で関与する主体の協力のもと、環境負荷の低減を進めていく必要がある。都市づくりのルールとして多様な環境内在をさせることが求められている。

具体的にいえば、構造物は長寿命化を進め、新築の建築物を最先端の低環境負荷にしていくことなどはもちろん、気候変動対策やヒートアイランド対策などの環境対策と都市政策を融合し、環境負荷の少ない都市構造にむけて、あらゆる都市政策を活用していくことが重要である。そのために、さまざまな都市づくりの場面において、計画・事業化する段階から環境配慮・環境対応をルール化していくことが不可欠である。

- 環境負荷の少ない都市のあり方
- 土地利用、市街地整備（都市開発）など
- 都市基盤整備（道路、鉄道、河川、上下水道、排熱利用の熱源ネットワーク、再生可能エネルギー供給施設、都市景観整備など）

2 都市を動かす「ソフト」的な場面

都市づくりは、ハードとしての建築物の建築等、構造物の建設だけで成り立つものではない。我々が行うあらゆる都市活動・消費生活が都市の環境に影響を与え、魅力ある都市を創造する役割を担うのである。

事業活動による環境負荷は大きく、現在までもさまざまな規制などにより大気汚染物質などの削減が進められてきている。今後は、これらの規制基準の遵守はもとより、その環境に与える影響を認識し、より環境配慮の取組を進めて行くことが求められている。

また、我々は、日常生活において資源やエネルギーを大量に消費しており、環境に対して大きな負荷を与えている。一人ひとりの消費者としての行動が、事業活動の方向を誘導し、事業活動からの環境負荷にも影響を与えていくのである。資源を大量に消費する物にあふれた生活、どこでも自動車を使用する生活が本当に快適で利便性が高いのか、真の快適性・利便性とは何か、ライフスタイルのあり方を含め、新しい価値観を創っていく必要がある。真に快適で人に優しい都市は、環境に優しい都市として、魅力ある都市、持続可能な都市として大きく発展していくこととなる。

- 事業活動（産業、オフィス、物流、販売など）
- 地域活動、日常生活（住居等建物利用、移動、消費、生活スタイルなど）

3 あらゆる主体による環境配慮の内在化

都市づくりのあらゆる場面での環境配慮を進めるためには、都民、事業者、NPO、行政等の各主体がそれぞれの役割に応じた責任を認識し、この責任を果たしていくことが重要である。さらには、それぞれの主体が連携・協働して取組を行うことで、より大きな成果を実現していくことも可能である。

各主体が環境配慮の視点を織り込んだルールをつくり、実現していくために、都は、それぞれが行動を起こす意義、理念を明確に示すとともに、都自らも率先した大胆な行動を起こし、民間企業、区市町村、地域による取組を牽引する“範”となることで、積極的な取組を引き出していく必要がある。

【環境の保全に関する配慮の指針】の考え方

◆基本的考え方

1 環境配慮の原則

「回避」：行為の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避すること

「低減」：行為の実施の程度又は規模を縮小することや適切な対策を講じることにより、行為の実施による影響が最小となるよう低減すること

「修復」：影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復すること

「代償」：損なわれる資源又は環境の有する価値について、代替の資源・環境を置換又は提供することにより影響を代償すること

「創造」：行為の実施により新たに豊かな環境を創造するなど、プラス効果を創出すること

2 環境配慮の進め方

- ・法令や条例、環境負荷低減のために策定された要綱や指針等を遵守する。
- ・周辺地域の環境資源や土地利用状況等の把握を行う。
- ・周辺の土地利用との整合を図り、環境への影響を極力小さくするよう、事業の規模、形状、構造等について配慮する。
- ・既定の事業計画等であっても、環境保全の視点から必要に応じ見直しを行う。
- ・都民等に対して、適切な情報の提供を行う。
- ・請負事業者等に対し、環境配慮の徹底を要請するとともに、適切な情報の提供を行う。

◆構成

都市づくりに関わる様々な場面ごとに、CO₂削減、ヒートアイランド現象緩和、大気環境、自然環境への配慮など、分野ごとの配慮事項を総合的に提示する。これにより、各主体が、それぞれの行動に応じた環境配慮の推進を図る。

1 ハードとしての「都市づくり」の場面

- 地域・土地利用からみた都市づくりへの配慮
 - 地域的な観点からみた基本計画
 - 都市づくりに当たっての地域性の配慮
- 事業別配慮：都市開発事業、各種の公共事業など
 - 都市づくりにかかわる事業の種類ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための配慮事項

2 都市を動かす「ソフト」的な場面

- 事業活動における配慮
 - 建物運用対策、地区レベルでのエネルギー管理、車の使い方の最適化など
- 日常生活における配慮
 - 地域としての環境配慮、省エネ、リサイクル、自然環境保全（緑の保全、不法投棄・不法伐採の防止など）、水資源保全、大気保全（車の利用等）、環境学習（環境行動の実践）など
- 様々な分野の施策への配慮
 - 景観、防災、産業、教育、交通、消費生活など

<配慮事項案（共通）>

- ①人類・生物の生存基盤の確保
 - エネルギー（省エネ、再エネ、パッシブ・未利用エネルギーの活用）
 - 自動車交通（自動車利用の抑制、自動車交通流の円滑化）
 - 資源循環（発生抑制、リサイクル）
- ②健康で安全な生活環境の確保
 - 大気汚染、有害化学物質、土壌汚染、水質汚濁
 - 廃棄物の適正処理
 - 騒音・振動・悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害
- ③より快適で質の高い都市環境の創出
 - 市街地における緑の保全・創出
 - 水循環、地盤、水辺環境
 - ヒートアイランド（都市排熱、風環境、被覆）
 - 生物・生態系、自然環境・公園緑地
 - 景観、歴史的・文化的遺産など

※東京都環境影響評価規則における環境影響評価の項目

大気汚染、悪臭、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然とのふれあい活動の場、廃棄物、温室効果ガス

環境に配慮するルールの確立及び運用について

「気づき」と「見える化」 ⇒実効ある効果的取組の推進

- ・配慮指針は、都市づくりに関わる各主体が、環境負荷低減対策に効果的に寄与するよう、制度や主体に応じて環境配慮の取組を進めるための基本的・総括的指針。
- ・各主体は、本指針をもとに、基本的遵守事項をチェックするとともに、個々の制度の中で、独自の視点により更なる環境配慮を進めて行く取組、実効ある取組が求められる。
 - 本指針をさまざまな事業計画・実施計画等の環境目的や環境目標に組み入れ、一層の環境配慮を進めて行くことが重要。

■都市づくりにおける環境配慮の強化

- ・東京都環境影響評価（アセス）制度、東京都建築物環境計画書制度、その他都市開発に関連するさまざまな制度における環境配慮、公共事業における環境配慮

■事業活動における環境配慮の強化

- ・東京都地球温暖化対策計画書制度、東京都自動車環境管理計画書制度などとの関連

■日常生活における環境配慮の強化

- ・カーボンマイナスムーブメントなど

■都施策における環境配慮の強化

- ・カーボンマイナス東京10年プロジェクト、緑の東京10年プロジェクトなど